



第2号様式 (第3条関係)

令和8年1月13日

(宛先) 桜井市議会議長 様

回答者 桜井市長 松井 正剛



文書質問回答書

令和7年12月22日付け 大西 亘 議員の文書質問について、桜井市議会文書質問実施要綱第3条第3項の規定により、次のとおり回答します。

質問事項	令和8年4月から実施予定の学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)に係る桜井市の対応について
回答内容	<p>1. (1) について</p> <p>学校給食の無償化は義務教育に係る負担軽減の観点で行われるものであり、自治体間で格差なく実施されるべきであると考えております。そのため本市では、全国市長会を通じ、国の責任で地方自治体の負担が生じないかたちでの実現を要望してきたところであり、国による「給食無償化」の実現は望ましいことと捉えています。</p> <p>1. (2) について</p> <p>本制度は子育て世帯の経済的負担の軽減につながるものであり、市内小学校の全児童を対象として適用していきたいと考えています。</p> <p>2. (1) について</p> <p>本市の小学校給食費は、児童一人当たり月額で4,400円を保護者に負担いただいておりますが、給食食材費は昨今の食材費高</p>

騰を考慮し、現在は国の基準額 5,200 円を超える月額 5,562 円としており、差額は市費負担で支援いたしております。このように本市の給食食材費は国の支援予定額を上回っておりますが、令和 8 年度においても、超過分については引き続き市費で負担する方向で検討しており、給食の質の向上と食育の充実を推進していきたいと思っております。

2. (2) について

学校給食における地場産物の活用は地産地消の有効な手段であり、地域の活性化や食の循環を広げ深める食育の重要性は国の食育推進基本計画にも示されています。本市の学校給食でも地場産物の活用を推進しておりますが、価格面や毎日 4,000 食以上を提供できる量の確保などの課題もあり、今後も可能な範囲で市内・県内産の食材を活用していきたいと考えております。

3. (1) について

学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として実施されるものであり、その恩恵は学校給食を喫食している児童の保護者のみではなく、食物アレルギーなど止むを得ない理由で給食を喫食できない児童の保護者も受けられるべきであると考えています。

3. (2) について

本市ではこれまでに国の地方創生臨時交付金を活用した給食無償化を実施してきましたが、その際には食物アレルギー等の理由で学校給食を喫食していない児童・生徒の保護者に対し、給食費相当額を現金給付しております。このたび国による小学校の「給食無償化」が実施された場合も、児童の喫食状況に関わらず、保護者に公平に恩恵が行きわたるよう配慮したいと考えております。

3. (3) について

基本的には従来の方創生臨時交付金活用による無償化時と

同様の対応を考えておりますが、国の方針などを確認した上で、具体的な方法を決定したいと思います。

4. (1) について

学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減を主な目的として実施されるものであり、その恩恵は学校給食を喫食している児童の保護者のみではなく、不登校や長期欠席等の理由で給食を喫食できない児童の保護者も受けられるべきであると考えています。

4. (2) について

本市ではこれまでに国の地方創生臨時交付金を活用した給食無償化を実施してきましたが、その際には不登校・長期欠席等の理由で学校給食を喫食していない児童・生徒の保護者に対し、給食費相当額を現金給付しております。このたび国による小学校の「給食無償化」が実施された場合も、児童の喫食状況に関わらず、保護者に公平に恩恵が行きわたるよう配慮したいと考えております。なお具体的な方法については、国の方針などを確認した上で検討したいと思います。

5. (1) について

本市が独自で市立中学校の給食無償化を実施するためには、多額の経費が必要であり、その財源の確保が大きな課題となりますので、今後慎重に検討していきたいと考えています。

5. (2) について

小学校の給食無償化が実現した場合、中学校給食も無償とし、ない限りは負担格差が生じることとなりますが、中学校の給食無償化についても国の責任で行われるべきであり、国に対し早期の実現を要望していきたいと考えています。

6. (1) について

基本的には国の制度に基づき対応することとなるため、市として特別な体制を整えることはありませんが、学校給食の主管課である学校教育課（学校給食センター）を含む教育委員会事

	<p>務局が中心となり、財政課など関係部署と連携しながら検討していくことを想定しています。</p> <p>6. (2) について</p> <p>これまで実施してきた国の地方創生臨時交付金による給食無償化の際と同様に、実施が決定となり次第、校長会を通じて各学校に周知するとともに、保護者に対しては文書配布及び市ホームページ等で周知を図る予定です。</p> <p>7. (1) について</p> <p>このたび国が実施する小学校の「給食無償化」は、特別支援学校小学部や義務教育学校前期課程を含む公立小学校の児童の保護者を対象とするものである、と現段階では認識しております。</p> <p>7. (2) について</p> <p>国の方針を確認の上、制度の趣旨を鑑みながら、検討していきたいと思っております。</p> <p>7. (3) について</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減や公平性確保の観点から、今後検討していく必要があると考えております。</p>
<p>担当部局</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課 (学校給食センター)</p>